

令和3年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨  
第三期入試 憲法

【出題趣旨】

- 1 事案がいろいろ複数のものをまぜているが、主題はあくまで原告の表現の自由・学問の自由の是非である。
- 2 事案のテーマと法的論点とがややズレており、その意味では、事案のテーマに引き寄せられると良い答案が書けないことになる。こちらとしては、出題趣旨にうまく対応してくるか、を主な論点として考えている。
- 3 本問は事案がやや複雑であり、多角的な分析をさまざまな論点をベースにしてもらいたい。

【採点基準】

- 1 第三者である学生の公務員採用に対する平等原則等の保障＝100点中の20点
  - 2 第三者の権利侵害の論点の明記と分析＝100点中の20点
  - 3 教授個人の学問の自由および表現の自由の分析＝100点中の30点
  - 4 政治集会における発言と学問の自由の関係＝100点中の30点
- 1～4の合計点に0.8を乗する。

令和3年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨  
第三期入試 刑法

【出題趣旨】

認識が必ずしも一致していないままに、他人の財物の処分に甲・乙が関与した事例における罪責の検討を通じて、間接正犯の意思で教唆にあたる事実を実現した場合の擬律を中心に、刑法の基本的な解釈論の知識と、事例分析能力、具体的事例への応用能力を試すとともに、法的議論と論理的論述の技能を評価しようとするものである。

【採点基準】

1 間接正犯の基礎知識（15）

（1）背後者にとって媒介者が規範的障害とならず、媒介者が背後者の意思に沿って行為することが確実である場合、媒介者は一種の道具（「故意のない道具」は、道具の典型である）であり、背後者が間接正犯となること。

（2）他人に犯罪実行の決意を生じさせ、正犯が実行した場合、教唆犯が成立すること。

2 窃盗罪構成要件の基礎知識（10）

とくに、占有はAにあり、これを甲・乙が侵害するものであること。

3 事例分析とあてはめ

【設問1】（15）

乙は、甲が権限なく処分することを知っている以上、正犯であり、占有侵害行為は、事情を知らない運送業者に行わせたので窃盗罪の間接正犯となる。

【設問2】（50）

（1）甲は、事情を知らない乙を利用して窃盗にあたる事実を実現するつもりだったので、甲は、乙を道具として利用する窃盗罪の間接正犯の認識であったが、実際には、乙に対する窃盗教唆の事実を実現したこと（10）

（2）甲が、乙が気づいていることを認識していなかった場合、間接正犯の意思で教唆犯の事実を実現した場合は、共犯形式に関する抽象的事実の錯誤と解することができる。法定的符合説に依拠するならば、刑法38条2項の趣旨に基づき、軽い方の関与形式について故意が認められ、その罪責（窃盗教唆罪）を負う。（20）

（3）甲が、乙が気づいていることを認識していた場合、甲は、乙が窃盗罪の正犯として行為することを認識していたことになる。この場合、甲と乙との間に共通認識があることから窃盗の謀議を遂げたので、甲は、窃盗罪の（共謀）共同正犯となる。（20）

5 その他（10）

論旨の明確性、特筆すべき着眼、明確な誤り等、加点・減点要素を考慮

※以上の合計点に0.8を乗じたものを得点とする。